

第二部 計算結果證明報告

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの検証報告書を受領している。

独立した監査法人の検証報告書

平成 27 年 7 月 24 日

西日本電信電話株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前野 充次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑本 義孝 ㊞

当監査法人は、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年 12 月 19 日郵政省令第 91 号）第 11 条の規定に基づき、西日本電信電話株式会社の第 16 期事業年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の接続会計財務諸表、すなわち損益計算書、使用平均資本及び資本報酬計算書、固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表について検証を行った。この接続会計財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から接続会計財務諸表に対する結論を報告することにある。

なお、会社が行うすべての事業に係る資産並びに費用及び収益を接続会計財務諸表として整理する際に用いた基礎数値は、当監査法人が会社法に基づく監査を実施した第 16 期事業年度の計算書類等を作成する基礎となった会計帳簿に基づいている。

当監査法人は、業種別委員会実務指針第 43 号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」（日本公認会計士協会）に準拠して検証を行った。この実務指針は、当監査法人に接続会計財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した資産並びに営業費用及び営業収益の整理の基準となる数値の検証も含め全体として接続会計財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の接続会計財務諸表が、第一種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第 10 条の規定により総務大臣に提出する接続会計整理手順書に基づき、西日本電信電話株式会社の第 16 期事業年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の接続会計財務諸表に係る資産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以上

